

○東京藝術大学寄附金取扱規則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正	平成17年1月11日	平成17年4月1日
	平成18年3月16日	平成19年9月25日
	平成22年5月21日	平成24年3月27日
	平成24年10月25日	平成25年10月24日
	平成27年5月14日	平成28年3月24日
	平成28年7月21日	令和元年10月17日
	令和4年9月15日	

（趣旨）

第1条 本学における寄附金の取扱いについては、東京藝術大学会計通則及びその他の法令等の規定によるもののほか、この規則の定めるところによる。

（藝大基金への寄附及び現物資産による寄附）

第1条の2 東京藝術大学基金に係る寄附金の取扱いは、東京藝術大学基金規則及びその他の関連規則の定めるところによる。

2 土地等の現物資産による寄附の取扱いは、東京藝術大学寄附財産基金規則及びその他の関連規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において「部局」とは、事務局、美術学部（大学院美術研究科を含む。）、音楽学部、大学院映像研究科、大学院国際芸術創造研究科、附属図書館、大学美術館、社会連携センター、未来創造継承センター、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、保健管理センター、芸術情報センター及び藝大アートプラザをいう。

2 この規則において「部局長」とは、前項に規定する部局の長をいう。

3 この規則において「職員等」とは、学長、理事並びに東京藝術大学職員就業規則第2条第1項及び東京藝術大学教育研究等非常勤職員就業規則第2条に規定する職員並びに非常勤講師をいう。

4 この規則において「修学支援事業基金」とは、経済的理由により修学に困難がある学生等に対する修学の支援のための事業に充てる寄附金をいう。

（寄附金の受入れの承認）

第3条 学長は、本学を対象とした寄附金の申込みがあったときは、審査の上、受け入れることができる。ただし、その寄附金が部局を対象とする場合は、部局において審査の上、当該部局長は学長に申請（別紙第1号様式）し、承認を得てこれを受け入れることができる。

（寄附の用途特定）

第4条 学長及び部局長は、寄附の受入れの決定に当たり、寄附者があらかじめ用途を特定しない場合においては、これを特定しなければならない。

2 前項の場合において、経済的理由により修学に困難がある学生を支援する事業に充当する目的と特定された寄附は、修学支援事業基金として個別に整理するものとする。

（寄附金の受入れの制限）

第5条 次の各号に掲げる条件が付されている寄附金は、これを受け入れることが

できない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) 寄附金を受け入れることによって財政負担が伴うもの
- (6) その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件

(寄附金の受入)

第6条 寄附金は、現金で受け入れるものとする。ただし、次の有価証券をもってする寄附は、これを受け入れることができる。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 鉄道債券その他政府の保証のある債券
- (3) 銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券
- (4) 学長が確実と認める社債

2 前項各号に定める以外の有価証券による寄附は、換金した後でなければ寄附受入れの手続をとることができない。ただし、小切手の類は現金に準じて取り扱うものとする。

(寄附金の受入れ及び管理)

第7条 学長は、受け入れた寄附金の出納保管を出納責任者に行わせるものとする。

2 寄附金は、銀行又は郵政公社等に学長名義をもって預託するものとし、預託により生じた利子は寄附金の増加に充てるものとする。

3 出納責任者は、寄附金を受入れ又は支出したときは寄附金受払簿（別紙第2号様式）に記帳整理しなければならない。

4 修学支援事業基金の管理は、他の寄附金と独立して行わなければならない。

(寄附金の使途及び変更等)

第8条 学長は、次の各号に該当する場合には、寄附金（修学支援事業基金を除く。）を他の使途に使用し、又は寄附者に返還することができる。

- (1) 寄附目的が達せられ、寄附金の残額が一万円未満となったものを他の使途の寄附金として使用する場合
- (2) 寄附目的にかかる研究担当職員が退職したため、寄附目的が達成できなくなった場合
- (3) その他、寄附金を当該使途に使用することができなくなった場合

2 前項第2号又は第3号に該当し、寄附金を他の使途に使用しようとするときはあらかじめ寄附者の同意を得るものとする。

(修学支援事業基金の使途の変更禁止)

第9条 修学支援事業基金に対して拠出された寄附の使途は、変更してはならない。

2 修学支援事業基金から貸付事業の実施に充当するために支出された金銭であつ

て、当該貸与の結果として、被貸与者より金銭が本学に対して償還された場合にあっては、当該償還された金銭は、再び修学支援事業基金に帰属するものとしなければならない。

(修学支援事業基金の使途)

第10条 修学支援事業基金は、次の各号に掲げる使途に充当（本学の入学に関して寄附されるものを除く。）するものとする。

- (1) 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図るもの
- (2) 学資を貸与又は給付するもの
- (3) 教育研究上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を負担するもの
- (4) 本学の規則等において定めるところにより、学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を負担するもの

2 修学支援事業基金に関する取扱いその他必要な事項は、学長が別に定める。

(寄附金の受払命令の委任)

第11条 学長は、寄附金の受払いに関する命令権を戦略企画課長に委任するものとする。

(奨学金の貸与又は給与)

第12条 学生又は生徒に貸与又は給与する奨学金（修学支援事業基金による奨学金を除く。次項において同じ。）に関しては、本学奨学金規則により行うものとする。

2 学生又は生徒に貸与する奨学金については、奨学金貸付金整理簿（別紙第3号様式）に被貸与者の氏名、貸付額、償還額その他必要な事項を記帳整理するものとする。

(職員等における寄附金の取扱い)

第13条 職員等が寄附を受けた場合において、次の各号に該当する寄附金は、当該職員が改めて、本学へ寄附をするものとする。

- (1) 当該職員等の職務上の教育研究に対する場合
- (2) 当該寄附金に係る教育研究を本学の施設又は設備等を使用して実施する場合（知的財産権の取扱い）

第14条 学長は、寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を得たときは、東京藝術大学固定資産管理規則及び東京藝術大学役職員等の発明等に係る知的財産権の取扱規則により管理するものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学奨学寄附金委任経理金事務取扱規則（昭和59年7月19日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年 1 月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成18年 3 月16日から施行する。

2 第 6 条第 2 項の規定により生じた利子は、当分の間、本学の収入として取扱うものとする。

附 則

この規則は、平成19年 9 月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年 5 月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年 3 月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月25日から施行し、平成24年10月 4 日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年 7 月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年 5 月14日から施行し、平成27年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年 7 月21日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月17日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 9 月15日から施行する。

別紙第 1 号様式

〇〇〇 第 号
(元号) 年 月 日

東京藝術大学長 殿

部局長

寄附金受け入れの承認について（申請）

このことについて、別紙のとおり受け入れたいので、東京藝術大学寄附金取扱規則（平成16年4月1日制定）第3条によりご承認くださるよう申請いたします。

別紙第 2 号様式

寄附金額	
寄附者の住所 職業・氏名	
寄附の目的 及 び 条 件	
寄附金の名称	
寄附金の 経理方法	
そ の 他 参考事項	